

株主の皆さまへ

第 46 期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示情報

(マックスバリュ東海株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

2019年4月23日

マックスバリュ中部株式会社

事業報告

事業年度	2018年3月1日から
(第57期)	2019年2月28日まで

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

マックスバリュ東海株式会社

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や五輪関連・生産性向上投資などが堅調に推移し、雇用・所得環境の改善が進むなか、個人消費は底堅さを見せており、全体として緩やかな回復基調が続いております。一方、米中間の保護主義的な通商政策が世界経済に与える影響への懸念などから、景気動向は依然として不透明な状況となっております。食品スーパーマーケット業界におきましても、お客さまの消費行動や価値観の多様化など、経営環境の変化に加え、労働コストの上昇、業種・業態を超えた競争の激化など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは、当事業年度のスローガンに「地域密着経営の実践 お客さまのために 自ら考え、自らやり遂げよう!」を掲げ、お客さまにとって「地域になくてはならない」また、地域社会から必要とされる店舗の創造に向け、地域密着経営の更なる推進とともに、お客さまの健康でより豊かな食生活を実現するための商品・サービスの提供などの経営課題に積極的に取り組んでまいりました。

【国内事業】

国内事業におきましては、競争環境の激化により客数が伸び悩んだほか、大型台風の上陸、復旧に数日を要した大規模停電による店舗の臨時休業や商品・設備の被害などもあり、既存店の売上は前年同期比1.8%減となるなど、厳しい展開となりました。そのような中、当社は地域に根ざした商品の拡大など地域密着経営を推進するとともに、火・水曜市、お客さま感謝デー、週末の販売体制の強化や、開店時や朝9時における売場の充実や夕方16時における最大陳列量の確保などの経営課題に積極的に取り組んでまいりました。従業員が1人2役3役をこなす「多能工」の取り組みは、好事例の水平展開を進め、お客さま本位の店作りの推進に寄与しております。また、WAON POINTの活用とカード分析を通じた商品・営業・販促が一体となって「お客さま人数」「来店頻度」「買上点数」向上に向けた取り組みを強化してまいりました。

その他の取り組みとしましては、商品のお届けとともにお客さまの安全を確認する「高齢者見守りネットワーク」に関する協定を三島市ほかの自治体と締結いたしました。「高齢者見守りネットワーク」は、市と民間の事業者が連携して高齢者の見守り体制と緊急時における連絡体制の整備を図るものであり、高齢者の方が安心して生活できる環境づくりを進める取り組みです。当社では、ネットスーパー及び電話スーパーに加え、店舗の宅配サービス（らくらく配達便）の機能を活用し、市内のお客さまへ商品をお届けする際にお客さまの状況確認などを実施してまいります。当社では今後もより地域に根差した店舗運営を目指し、事業活動を通じた地域の皆さまの安全・安心な暮らしづくりに貢献してまいります。

(商品部門別の動向)

当社はお客さまニーズの多様化に対応するべく、商圏内の全ての世帯ニーズに応える量目の販売体制の構築に向け、小容量・バラ・小分け販売の推進を図るとともに、まとめ買い需要に応えるためケース販売の強化などにも取り組んでまいりました。

生鮮部門におきましては、LC（ロジスティクスセンター）を活用した小容量品目の拡大と“じもの”商品の拡販に取り組んだほか、畜産部門では、静岡県産ふじのくにハーブ鶏の強化を図りました。

フード部門におきましては、地域における地元食材を使用した商品の開発・販売強化に取り組むとともに、時間帯毎の品揃えとワークスケジュールを連動させ、売場に活気とメリハリを持たせる取り組みを強化しております。また、加工食品部門におきましては、お客さまの要望の多い上質・地域商品の小容量化の開発強化を推進し、値頃感のある商品の拡充に努めました。さらに、挨拶の強化による売場の活気作りとともに、試食の強化など、コンビニやドラッグストアを意識した差別化の取り組みなども強化しております。

当社の商品部門別売上高の状況

部	商 品	売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
部 門	農 産	27,236	12.4	101.1
	水 産	14,206	6.5	97.1
	畜 産	19,657	9.0	99.0
	フ ー ド	26,368	12.0	101.8
	デ ィ リ ー	53,922	24.6	100.5
	グ ロ サ リ ー	66,215	30.2	101.2
	食 品 計	207,606	94.7	100.6
	ノ ン フ ー ド	10,803	4.9	100.7
	そ の 他	813	0.4	97.3
	合 計	219,224	100.0	100.6

(注) フードは、惣菜、寿司、ベーカリー等、デイリーは日配品、グロサリーは加工食品、ノンフードは衣料及び住居関連、その他は催事等であります。

(教育体制)

環境の変化に対応するため、各種教育を進め、現場力の向上と次世代の育成に取り組ましました。部門担当者教育においては、技術向上のための教育を各部門において実施。技術部門では、長泉・浜松の各技術教育センターにて、調理・加工技術研修の実施、一般食品・日用雑貨・農産部門では、売場づくり研修を行い技術力の向上とともに生産性を高める教育を進めております。また、次世代育成プログラムとして、「次期店長選抜養成」「Next10(若手人材発掘)」の2講座を実施し、次期幹部候補生の育成に取り組んだほか、全幹部社員を対象としたコンプライアンス教育を実施しております。加えて、当連結会計年度より、ベトナムから「技能実習生」を迎え入れ、惣菜製造技術の習得と日本語学習及び日本文化の理解の教育を行っております。

(環境保全・社会貢献活動)

お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、様々な環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

・富士山（世界文化遺産）の環境保全や美化活動の取り組み

富士山の環境保全、美化活動をテーマにした取り組みとして、「富士山ありがとうキャンペーン」活動や「しずおか富士山WAON」の寄付、「富士山環境保全募金」を行なっております。「富士山ありがとうキャンペーン」における寄付金として「静岡県富士山後継基金」に対し、富士山の環境保全に関わる活動に利用していただくための寄付金の贈呈を行っております。

・駿河湾の環境保全の取り組み

環境や経済、暮らしに多くの恵みをもたらす駿河湾が、2016年11月に『世界で最も美しい湾クラブ』に加盟したことを受け、2017年10月にサッポロビール㈱さまと共同開発した「駿河湾缶」を発売しましたが、その売上の一部を活用し駿河湾の保全活動に係る啓発品を2018年4月に、静岡県に贈呈いたしました。また、この取り組みにご賛同いただいたお取引先さまは現在16社、22種類まで拡大しております。

・健康増進及び食育推進に関する取り組み

「健康的な生活」や、子供たちに「食材への興味」「食の大切さ」を伝えるための「お魚講座」など食育講座を計69回、延べ4,733名の方々にご参加いただき開催いたしました。

また、「産地ふれあい親子収穫体験ツアー」を店舗近隣の幼稚園児とその保護者を対象とし、計6回開催するなど、お客さまに食を通じた「健康」「安全・安心」をご提案する活動に取り組んでおります。

・地域貢献活動への取り組み

地域のお客さまの健康意識向上と食育を併せた健康キャンペーンの取り組みを、今年度は三島市、松崎町など9市5町の協力を得て、地域のお客さま、行政、従業員の3者によるイベントを計26回、延べ1,874名の方々のご参加をいただき開催いたしました。このような食育活動や健康キャンペーン、従業員への健康推進の取り組みなどが評価され、静岡県より、「健康づくり活動に関する知事褒賞」をいただきました。

・店頭リサイクル活動による車椅子寄贈への取り組み

お客さまにとっても身近な環境保全活動である店頭における牛乳パック・アルミ缶などの回収活動にも継続的に取り組んでおります。牛乳パック・アルミ缶の売却による収益金の一部を利用し、車椅子を社会福祉協議会に対し計86台（累計1,184台）寄贈しました。

・WAONカード等を活用した地域貢献の取り組み

ご当地WAONの取り組みとして、「しずおか富士山WAON」「やまなし富士山WAON」「出世城浜松城WAON」「富士宮やきそばWAON」「世界遺産韮山反射炉WAON」と5種類のWAONカードで継続的に地域貢献を行っております。そのほか、サッカーを通じてホームタウンの地域振興への協働の取り組みとして発行を始めましたWAONカードに、新たに「大好き アスルクラロ WAON」「大好き 藤枝MYFC WAON」が加わりました。

更には、環境負荷軽減とお客さまの利便性向上のために、お持ちになった古紙、ペットボトルの量に応じてWAON電子マネーやWAON POINTカードにポイントを付与する機能を有したリサイクルステーションの設置を昨年に引き続き実施し、当連結会計年度は7店舗に設置いたしました。

(店舗開発)

店舗開発におきましては、静岡県を中心に神奈川県、山梨県及び愛知県において、地域特性に合わせた店舗展開を推進し、それぞれのエリアにおいて強固な経営基盤の構築に取り組んでおります。当連結会計年度におきましては、上半期にマックスバリュエクスプレス清水駅前店（静岡市清水区）ほか3店舗を、また、下半期にはマックスバリュ南足柄岩原店（神奈川県南足柄市）ほか4店舗の新店を開設いたしました。また、昨年10月には老朽化したマックスバリュ御殿場東田中店（静岡県御殿場市）のスクラップ・アンド・ビルド（建替え）を行いました。マックスバリュ御殿場東田中店は、1993年の開店以来、25年に渡り地域のお客さまにご愛顧いただいておりますが、今回最新の商品構成を持つ店舗として生まれ変わりました。これらの結果、国内では合計10店舗の新店開設を行っております。

その他、地域特性に即した品揃えの充実や、お客さまニーズにお応えする売場の実現に向けた店舗活性化改装を、計9店舗で実施したほか、経営の効率化を図るべく、1店舗の閉鎖を行っております。これらの結果、国内事業における店舗数は、静岡県113店舗（うち、ザ・ビッグ16店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス15店舗）、神奈川県25店舗（うち、ザ・ビッグ7店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス3店舗）、山梨県13店舗（うち、ザ・ビッグ12店舗）及び愛知県5店舗の計156店舗（うち、ザ・ビッグ35店舗、小型業態マックスバリュエクスプレス18店舗）となりました。

[中国事業]

中国で進行中の所得水準の上昇による消費性向の変化に対応し、30歳代、40歳代のアッパーミドル層を意識した商品・店舗運営を進めてまいりました、週末強化策と上質商品の強化策などの施策や新店2店舗（2018年1月マックスバリュ聖地新天地店、同年4月マックスバリュ恒宝広場店、共に広州市）がオープンしたこともあり、売上高は増収となりました。売上総利益においても日配品強化、出来立て感をアピールした店内調理デリカや産直農産品の展開などにより、改善が進んでおります。また、業務内容を仕分けし、短時間労働者に移行できる業務については、その移行を推進し、また従来型の紙媒体中心の広告宣伝から電子化推進によるコスト削減、設備関係の節電の徹底などにより、経費コントロールを続けております。なお、ショッピングセンター内の設備不良をきっかけに休業しておりました店舗を経営効率化のため閉店したため、期末時点では8店舗を運営しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収益2,277億95百万円（対前期比1.0%増）、営業利益49億56百万円（同5.7%減）、経常利益48億77百万円（同7.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億85百万円（同13.3%減）となりました。また、個別業績は、営業収益2,229億75百万円（対前期比0.6%増）、営業利益54億80百万円（同5.7%減）、経常利益53億95百万円（同7.1%減）、当期純利益は26億6百万円（同12.4%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは主として新店に25億47百万円、業態転換や改装に1億33百万円などの投資を行いました。これらを含めた当社グループの設備投資等の総額は39億69百万円であります。これらの資金については自己資金により賄っております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第54期 2015年3月1日から 2016年2月29日まで	第55期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで
営業収益(百万円)	219,408	224,682	225,600	227,795
営業利益(百万円)	4,791	5,426	5,254	4,956
経常利益(百万円)	4,675	5,392	5,246	4,877
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,873	3,198	3,212	2,785
1株当たり当期純利益(円)	105.32	179.61	180.32	156.29
総資産(百万円)	69,374	70,353	72,374	73,787
純資産(百万円)	43,600	45,843	48,204	49,937

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

当社個別の財産及び損益の状況

区 分	第54期 2015年3月1日から 2016年2月29日まで	第55期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで
営業収益(百万円)	216,141	221,531	221,748	222,975
営業利益(百万円)	5,316	5,935	5,813	5,480
経常利益(百万円)	5,215	5,906	5,806	5,395
当期純利益(百万円)	2,197	2,466	2,977	2,606
1株当たり当期純利益(円)	123.53	138.49	167.11	146.27
総資産(百万円)	69,164	69,428	71,357	72,812
純資産(百万円)	44,039	45,886	48,207	50,003

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を12,388千株(議決権比率69.80%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
イオンマックスパリュ (広州) 商業有限公司	230百万人民元	79.13%	食品スーパーマーケットの 経営

③ 親会社との取引に関する事項

イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類個別注記表「7. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できると当社が判断した場合に同取引を行っています。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。高度情報化社会の進展やライフスタイルの多様化など、店舗を取り巻く環境がいつそうの速度をもって変化する中、店舗はお客さまや地域とのコミュニティの場としてより重要な役割を担うものと思われま

す。このような環境下、お客さまや地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下の重点施策に取り組んでまいります。

①国内スーパーマーケット事業

- ・地域密着経営の更なる深耕
- ・展開エリアごとの売上シェア向上
- ・地域商品の開発及び導入推進
- ・お客さまニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・働き方改革の更なる推進による多様な働き方の実現と生産性の向上
- ・成長を支える人材育成
- ・お客さま視点に基づく接客及びサービスレベルの向上
- ・経営統合によるシナジーの早期創出

②中国スーパーマーケット事業

- ・お客さま本位の店舗運営推進及びサービスレベルの向上
- ・消費動向の変化に対応した商品政策の推進
- ・収益力の改善

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、流通センター等を経由した商品配送受託業務並びに店舗等の不動産賃貸業務を営んでおります。

(7) 主要な営業所 (2019年2月28日現在)

①本社 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

②店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	ザ・ビッグ	キミサワ	グラッテ	ザ・コンボ	合計
静岡県伊豆地区計	14店舗	9店舗 (5店舗)	-	-	-	-	23店舗
静岡県東部地区計	28店舗	7店舗 (3店舗)	1店舗	4店舗	2店舗	-	42店舗
静岡県中部地区計	7店舗	7店舗 (7店舗)	9店舗	-	-	1店舗	24店舗
静岡県西部地区計	14店舗	4店舗 (-)	6店舗	-	-	-	24店舗
静岡県計	63店舗	27店舗 (15店舗)	16店舗	4店舗	2店舗	1店舗	113店舗
神奈川県計	9店舗	8店舗 (3店舗)	7店舗	-	-	1店舗	25店舗
山梨県計	1店舗	-	12店舗	-	-	-	13店舗
愛知県計	5店舗	-	-	-	-	-	5店舗
合計	78店舗	35店舗 (18店舗)	35店舗	4店舗	2店舗	2店舗	156店舗

- (注) 1. 上記以外にミスタードーナツのフランチャイズ店舗が25店舗あります。
2. マックスバリュエクスプレス業態の店舗のうち、小型業態の店舗につきましては括弧内に店舗数を内書きしております。
3. 当期新設店舗
2018年3月 マックスバリュエクスプレス静岡大岩店 (静岡市葵区)
2018年4月 マックスバリュエクスプレス清水駅前店 (静岡市清水区)
2018年6月 マックスバリュエクスプレス土肥店 (静岡県伊豆市)
2018年7月 ザ・ビッグ北杜須玉店 (山梨県北杜市)
2018年9月 マックスバリュエクスプレス富士國久保店 (静岡県富士市)
2018年9月 マックスバリュエクスプレス清水村松原店 (静岡市清水区)
2018年10月 マックスバリュエクスプレス小山町店 (静岡県駿東郡小山町)
2018年10月 マックスバリュ御殿場東田中店 (静岡県御殿場市)
2018年11月 マックスバリュエクスプレス伊東吉田店 (静岡県伊東市)
2018年11月 マックスバリュ南足柄岩原店 (神奈川県南足柄市)
4. 当期店名変更店舗
2018年4月 マックスバリュ三島谷田店 (静岡県三島市)
マックスバリュエクスプレス三島谷田店を店名変更
2018年6月 マックスバリュマークイズ静岡店 (静岡市葵区)
マックスバリュプライムマークイズ静岡店を店名変更
2018年9月 マックスバリュ富士川成新町店 (静岡県富士市)
マックスバリュエクスプレス富士川成新町店を店名変更
5. 当期閉店店舗
2018年5月 マックスバリュ御殿場東田中店 (静岡県御殿場市) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店
2019年2月 マックスバリュエクスプレス浜松天竜川店 (浜松市東区)
6. 「静岡県伊豆地区」には熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、下田市、河津町、函南町、東伊豆町、松崎町、南伊豆町の店舗が、
「静岡県東部地区」には御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、小山町の店舗が、
「静岡県中部地区」には静岡市、島田市、藤枝市、焼津市の店舗が、
「静岡県西部地区」には磐田市、御前崎市、掛川市、湖西市、浜松市、袋井市、吉田町の店舗が、含まれます。

③流通センター
長泉流通センター（静岡県駿東郡長泉町）

（注）上記のほか、浜松研修センター、水産一次加工所があります。

④子会社
ア．イオンマックスバリュ(広州)商業有限公司
本社 中華人民共和国広東省広州市天河区
イ．店舗

地 域 別	店 舗 名	合 計
中 国	マックスバリュ太陽新天地店	マックスバリュ鉅頓城店
	マックスバリュ兆陽広場店	マックスバリュ海珠前進路店
	マックスバリュ海珠合生広場店	マックスバリュ白雲匯広場店
	マックスバリュ聖地新天地店	マックスバリュ恒宝広場店
		8店舗

(8) 従業員の状況（2019年2月28日現在）

①当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	（前連結会計年度末比）	前 連 結 会 計 年 度 末
1,702名	(-)	1,702名

（注）1. 従業員数には、受入出向社員27名を含み、派遣出向社員7名、労働組合専従者4名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、6,943名であります。（ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出）
3. 当社グループは、報告セグメント（スーパーマーケット事業及びその付随業務）が単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

②当社個別の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	（前期末比）	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	1,224名	(7名減)	42歳10ヵ月	11年7ヵ月
女 子	222名	(14名増)	34歳1ヵ月	7年8ヵ月
合 計 ま た は 平 均	1,446名	(7名増)	41歳5ヵ月	11年0ヵ月

（注）1. 従業員数には、受入出向社員27名を含み、派遣出向社員12名（内5名は連結子会社出向）、労働組合専従者4名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、6,684名であります。（ただし1日労働時間8時間換算で算出）

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月10日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ中部株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で本合併に係る合併契約を締結しました。本吸収合併は両社の株主総会による承認を前提にしております。

また、同取締役会において当社を吸収分割会社、イオンビッグ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことを決議しております。

本合併及び吸収分割に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項（2019年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,883,300株（自己株式58,028株を含む。）
- (3) 株主数 26,176名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社	12,388千株	69.50%
マックスバリュ東海従業員持株会	355	1.99
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	97	0.55
株式会社中部メイカン	50	0.28
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	44	0.25
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	31	0.18
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）アカウント ノン トリーティー	29	0.16
内山一美	28	0.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26	0.15
神尾啓治	25	0.14

（注）1. 当社は自己株式58,028株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 (2019年2月28日現在)

① 当社取締役に対し交付した新株予約権の概要

発行回次 (発行日)	新株予約 権 の 数	新株予約権の払込金額	新株予約権の 目的たる株式 の種類及び数	対象者	新株予約権の 行使時の払込額	新株予約権を行使する ことができる期間
第3回新株予約権 (2010年5月6日発行)	104個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,400株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2010年6月7日から 2025年6月6日まで
第4回新株予約権 (2011年5月2日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2011年6月2日から 2026年6月1日まで
第5回新株予約権 (2012年5月1日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2012年6月1日から 2027年5月31日まで
第6回新株予約権 (2013年5月1日発行)	101個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,100株	当社取締役 10名	1株当たり 1円	2013年6月1日から 2028年5月31日まで
第7回新株予約権 (2014年5月1日発行)	99個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,900株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2014年6月1日から 2029年5月31日まで
第8回新株予約権 (2015年5月1日発行)	93個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,300株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2015年6月1日から 2030年5月31日まで
第9回新株予約権 (2016年5月2日発行)	138個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 13,800株	当社取締役 9名	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2031年6月2日まで
第10回新株予約権 (2017年5月1日発行)	125個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 12,500株	当社取締役 8名	1株当たり 1円	2017年6月1日から 2032年5月31日まで
第11回新株予約権 (2018年5月1日発行)	117個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 11,700株	当社取締役 8名	1株当たり 1円	2018年6月1日から 2033年5月31日まで

(注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権はありません。

2. 上記新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全部につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 当事業年度末に当社取締役が保有する新株予約権の状況

発行回次	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第3回新株予約権	9個	900株	1名
第4回新株予約権	17個	1,700株	1名
第5回新株予約権	16個	1,600株	1名
第6回新株予約権	8個	800株	1名
第7回新株予約権	9個	900株	1名
第8回新株予約権	18個	1,800株	2名
第9回新株予約権	39個	3,900株	3名
第10回新株予約権	39個	3,900株	3名
第11回新株予約権	100個	10,000株	7名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	神 尾 啓 治		
専 務 取 締 役	曾 我 順 二	営業サポート本部長	
常 務 取 締 役	山 田 憲 一 郎	商品統括本部長	
取 締 役	浅 倉 智	店舗開発本部長	
取 締 役	近 藤 健 司	人事総務本部長兼人事 部長	
取 締 役	久 保 田 義 彦	マックスバリュ第一統括 本部長	
取 締 役	遠 藤 真 由 美	ダイバーシティ推進室長 兼デリカ商品統括部長	
取 締 役	高 橋 誠	経営管理本部長	
取 締 役	中 西 安 廣		株式会社あみやき亭 社外取締役
取 締 役	立 石 雅 世		弁護士
常 勤 監 査 役	橋 本 幸 一		イオンビッグ株式会社 非常勤監査役
監 査 役	小 坂 田 成 宏		弁護士
監 査 役	南 館 忠 夫		イオン・リートマネジメント株式会社 非常勤監査役 株式会社メガスポーツ 常勤監査役
監 査 役	居 城 泰 彦		マックスバリュ東北株式会社 非常勤監査役 イオン株式会社 SM事業担当付 マックスバリュ南東北株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役中西安廣及び立石雅世の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は中西安廣氏及び立石雅世氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役橋本幸一及び小坂田成宏の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は小坂田成宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 監査役橋本幸一氏が兼職しているイオンビッグ株式会社、監査役南館忠夫氏が兼職しているイオン・リートマネジメント株式会社及び株式会社メガスポーツ、監査役居城泰彦氏が兼職しているマックスバリュ東北株式会社及びマックスバリュ南東北株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。
5. 2018年5月25日開催の第56期定時株主総会において、南館忠夫及び居城泰彦の両氏は監査役に選任され就任いたしました。
6. 監査役小林伸明及び清水裕雄の両氏は、2018年5月25日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
7. 当社は、社外取締役中西安廣氏及び立石雅世氏、並びに社外監査役小坂田成宏氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に限定する契約をそれぞれ締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については社内規程に基づき、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社業績、経営内容等を考慮し取締役の報酬は取締役会の決議で、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役10名 156百万円 (うち社外取締役2名 7百万円。)

監査役4名 19百万円 (うち社外監査役3名 17百万円 員数には無報酬である2名は含めておりません。)

(注) 報酬等の総額には、第57期に係る役員業績報酬支給見込額及びストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 中 西 安 廣	当事業年度中に開催された取締役会18回中17回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に事業戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
取 締 役 立 石 雅 世	当事業年度中に開催された取締役会18回中17回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から適宜助言・発言を行っております。
常 勤 監 査 役 橋 本 幸 一	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 小 坂 田 成 宏	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中14回に出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額

2百万円

④ 社外取締役の役割・責務・有効活用

当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、地域に根ざした事業経営経験者、法務、会計等の高い知見を有する者を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

(4) 取締役研修会の実施

取締役がその責務を遂行できるようにするため、新任時には法務、財務、コンプライアンス等に関する基礎的な知識を習得するとともに、法改正・環境の変化に対応するため、定期的に取締役研修会を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る監査報酬等の額	39百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。

(注2) 当社の中国子会社は、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドの中国のメンバーファームの監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2015年6月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、取締役の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当取締役は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
 - ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会・経営会議議事録
 - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
 - エ. 取締役を最終決裁権者とする稟議書・契約書
 - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、経営会議・取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、経営会議において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ② 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の役職員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は経営管理部門を子会社を管理する部署とし、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。
- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ア. 毎月の経営状況として重要な事項
- イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- エ. 重大な法令・定款違反
- オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
- カ. その他コンプライアンス上の重要な事項

使用人は前項イ. 及びエ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役職務執行に必要でないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに各業務執行取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオン行動規範研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関わる活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ③ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。
- ④ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオン行動規範110番」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。

(2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況

株主総会、取締役会議事録及び経営会議議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ① イオングループ全社的なリスク対応として、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
- ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、経営監査室が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ69店舗実施しております。また、深夜安全監査、品質衛生監査を延べ131店舗で実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的にコンプライアンス統括委員会にて報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時6回開催しております。
- ② 経営会議規程に基づき、経営会議を本年度は45回開催しております。
- ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
- ④ 職務権限規程・職務分掌規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況

- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
- ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けるとともに、子会社店舗等を視察しております。
当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社部門責任者から説明を受けております。また、当社経営監査室は当社子会社の監査を定期的に実施しており、経営陣・監査役に報告しております。

- ③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。
- ④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者をメンバーとする拡大経営会議を毎月開いております。経営管理本部長及び経営管理本部事業推進部門員は、同会議に直接またはテレビ会議システムを介して出席しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保

監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当47円を予定しております。

10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月15日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	橋 本 幸 一	㊞
監 査 役	(社外監査役)	小 坂 田 成 宏	㊞
監 査 役		南 館 忠 夫	㊞
監 査 役		居 城 泰 彦	㊞

以 上

連 結 計 算 書 類

連結会計年度 2018年3月 1日から
(第57期) 2019年2月28日まで

1. 連 結 貸 借 対 照 表
2. 連 結 損 益 計 算 書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連 結 注 記 表

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

マックスバリュ東海株式会社

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(28,561)	流 動 負 債	(20,464)
現 金 及 び 預 金	6,604	買 掛 金	13,804
売 掛 金	53	リ ー ス 債 務	37
商 品	6,514	未 払 法 人 税 等	1,009
貯 蔵 品	65	賞 与 引 当 金	555
繰 延 税 金 資 産	323	役 員 業 績 報 酬 引 当 金	35
未 収 入 金	3,939	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	22
関 係 会 社 預 け 金	10,209	資 産 除 去 債 務	8
そ の 他	850	そ の 他	4,991
固 定 資 産	(45,225)	固 定 負 債	(3,384)
有 形 固 定 資 産	<37,376>	リ ー ス 債 務	532
建 物 及 び 構 築 物	18,046	商 品 券 回 収 損 失 引 当 金	3
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 に 係 る 負 債	146
器 具 備 品	3,002	長 期 預 り 保 証 金	948
土 地	15,435	資 産 除 去 債 務	1,595
リ ー ス 資 産	888	そ の 他	159
建 設 仮 勘 定	1	負 債 合 計	23,849
無 形 固 定 資 産	<531>	純 資 産 の 部	
の れ ん	254	株 主 資 本	(49,872)
そ の 他	277	資 本 本 金	<2,267>
投 資 そ の 他 の 資 産	<7,317>	資 本 剰 余 金	<3,016>
投 資 有 価 証 券	50	利 益 剰 余 金	<44,658>
長 期 貸 付 金	23	自 己 株 式	<△70>
長 期 前 払 費 用	633	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(△132)
繰 延 税 金 資 産	2,077	為 替 換 算 調 整 勘 定	<67>
差 入 保 証 金	4,496	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	<△199>
そ の 他	37	新 株 予 約 権	(45)
貸 倒 引 当 金	△0	非 支 配 株 主 持 分	(152)
資 産 合 計	73,787	純 資 産 合 計	49,937
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,787

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営業収益			223,813
売上高			3,982
営業収益合計			227,795
売上原価			168,602
営業利益			55,210
営業利益			59,193
販売費及び一般管理費			54,236
営業利益			4,956
営業外収益			
受取利息	40		
生命保険配当	15		
雑収入	35		91
営業外費用			
支為利息	140		
雑損失	18		
経常損失	11		171
経常利益			4,877
特別受取利益			
受取保険金	132		
受取補償金	33		166
特別損失			
減災費	408		
店舗閉鎖による損失	125		
引当金繰入	23		
事業再編費用	5		
その他	23		585
税金等調整前当期純利益			4,457
法人税、住民税及び事業税	1,696		
法人税等調整額	122		1,818
当期純利益			2,638
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			△146
親会社株主に帰属する当期純利益			2,785

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	3,184	42,709	△76	48,086
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△837		△837
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,785		2,785
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		4		6	11
連結子会社の増資 による持分の増減		△172			△172
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△168	1,948	6	1,786
当 期 末 残 高	2,267	3,016	44,658	△70	49,872

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換 算調整 額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額			
当 期 首 残 高	97	△139	△41	29	131	48,204
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△837
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,785
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						11
連結子会社の増資 による持分の増減						△172
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	△29	△60	△90	15	21	△53
当 期 変 動 額 合 計	△29	△60	△90	15	21	1,732
当 期 末 残 高	67	△199	△132	45	152	49,937

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社

株式会社エスオー

同社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品・・・・・・主として「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める、売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・経済的耐用年数に基づく定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	（営業店舗）	20年
	（建物附属設備）	2～20年
	（構築物）	2～20年
車両運搬具		2～4年
器具備品		2～20年

② 無形固定資産・・・・・・定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産・・・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用・・・・・・・・・・定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金・・・・・・・・・・売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員及びフレックス社員（パートタイマー）の賞与の支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員業績報酬引当金・・・・・・・・・・役員業績報酬の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金・・・・・・・・・・店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。
- ⑤ 商品券回収損失引当金・・・・・・・・・・一定期間経過後収益に計上した未回収商品券について、将来の回収時の損失に備えるため、合理的な見積りによる将来の回収見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法
 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（6～15年）で均等償却しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ② 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 34,240百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	場所	種類及び減損損失				
		建物及び構築物	器具備品	土地	その他	合計
店舗	グ ラ ッ テ 長 泉 店 (静 岡 県 駿 東 郡 長 泉 町)	118	0	—	—	118
店舗	マックスバリュエクスプレス 浜 松 早 出 店 他 (浜 松 市 中 区 他)	52	8	4	27	93
店舗	マックスバリュ湯河原店他 (神 奈 川 県 湯 河 原 市 他)	81	6	—	1	89
店舗	ザ・ビッグ浜松葵町店他 (浜 松 市 中 区 他)	35	13	—	1	50
店舗	キミサワ広小路店 (静 岡 県 三 島 市)	0	6	—	—	6
店舗	マックスバリュ佛山南海桂城店他 (中 国 広 東 省)	46	3	—	—	50
	合計	335	38	4	30	408

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗及び賃貸不動産を基礎とし、また遊休資産については物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗の資産グループ、閉店の意思決定をした店舗等の資産グループ及び市況の変化に伴い市場価格の著しく下落した遊休資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額により評価しておりますが、重要性が乏しい土地については固定資産税評価額を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5.2%~11.9%で割引いて算定しております。

(2) 災害による損失

台風24号による被害に係る損失額であります。

(3) 受取保険金

台風24号による被害に対応するものです。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数
普通株式	17,883,300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年4月17日取締役会	普通株式	837	47	2018年2月28日	2018年5月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年4月17日の取締役会において次のとおり決議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月17日取締役会	普通株式	837	利益剰余金	47	2019年2月28日	2019年5月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

決議年月日	2010年4月20日 取締役会	2011年4月14日 取締役会	2012年4月12日 取締役会	2013年4月9日 取締役会	2014年4月8日 取締役会
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	900株	1,700株	1,600株	800株	900株
新株予約権の数	9個	17個	16個	8個	9個

決議年月日	2015年4月9日 取締役会	2016年4月13日 取締役会	2017年4月12日 取締役会	2018年4月11日 取締役会
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,800株	3,900株	3,900株	10,000株
新株予約権の数	18個	39個	39個	100個

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。

なお、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	6,604	6,604	—
(2)未収入金	3,939	3,939	—
(3)関係会社預け金	10,209	10,209	—
(4)差入保証金	4,393	4,408	15
資産計	25,146	25,162	15
(1)買掛金	13,804	13,804	—
(2)長期預り保証金	948	948	0
負債計	14,752	14,752	0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金、(3)関係会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額50百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。差入保証金のうち償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（連結貸借対照表計上額103百万円）については、「(4)差入保証金」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、静岡県その他の地域において賃貸用の施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,891	△232	5,658	4,323

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度増減額のうち、主な増加は新規不動産取得によるもの25百万円、主な減少は減価償却費242百万円などによるものであります。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する2019年2月期における損益は、次のとおりであります。

賃貸収益 （百万円）	賃貸費用 （百万円）	差額 （百万円）	その他損益 （百万円）
697	620	76	3

（注1）賃貸収益はその他の営業収入に、賃貸費用（減価償却費、保険料、公租公課等）については販売費及び一般管理費に計上しております。

（注2）その他損益の主な内訳は、受取保険金等であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,790円41銭
1株当たり当期純利益	156円29銭

8. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

なお、連結子会社は退職給付制度を設けておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	443百万円
勤務費用	175百万円
利息費用	3百万円
数理計算上の差異の発生額	35百万円
退職給付の支払額	△25百万円
退職給付債務の期末残高	632百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高 (注)	349百万円
期待運用収益	9百万円
数理計算上の差異の発生額	△72百万円
事業主からの拠出額	224百万円
退職給付の支払額 (注)	△25百万円
年金資産の期末残高 (注)	486百万円

(注) 「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資産の期末残高」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	632百万円
年金資産	△486百万円
	146百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	146百万円
退職給付に係る負債	146百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	146百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	175百万円
利息費用	3百万円
期待運用収益	△9百万円
数理計算上の差異の費用処理額	21百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	189百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	－百万円
数理計算上の差異	△86百万円
合 計	△86百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	－百万円
未認識数理計算上の差異	△285百万円
合 計	△285百万円

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債 券	42.6%
株 式	23.7%
生命保険の一般勘定	13.3%
その他（注）	20.4%
合 計	100.0%

（注）主として現金及びオルタナティブ投資が含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.8%

なお、上記の他に2016年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、161百万円であります。

4. 退職金前払制度

退職金前払制度の要支給額は、6百万円であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

(合併契約及び吸収分割契約締結について)

当社及びマックスバリュ中部株式会社（以下「MV中部」といいます。）は2018年10月10日開催の取締役会決議に基づき、イオン株式会社は代表執行役の決定に基づき、当社とMV中部の経営統合に関する基本合意書を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社とMV中部は、2019年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2019年9月1日を効力発生日（予定）として、当社を吸収合併存続会社、MV中部を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。また本合併と併せて、当社とイオンビッグ株式会社（以下「イオンビッグ」といいます。）が吸収分割（以下「吸収分割」といいます。）を行うことを決議し吸収分割契約（以下「吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

(合併)

1. 合併の目的

統合会社は、真に持続的成長が可能な食を支える生活インフラ企業への進化を本格化するため、短期的には統合により、店舗を支える商品調達機能、物流機能の強化と店舗業務支援体制等の効率化によるシナジーの最大化を通じたエリア屈指の競争力を有する企業を目指しつつ、中長期的には地域密着経営を軸として「お客さま満足」と「従業員満足」、そして複眼的視野に立った「地域社会満足」という3つの満足の飛躍的な向上を図り、企業価値の向上を目的としております。

2. 合併の方法

当社及びMV中部は、当社を吸収合併存続会社、MV中部を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

3. 本吸収合併の相手会社の概要

名称	マックスバリュ中部株式会社
所在地	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 芳知
資本金の額	3,950百万円
純資産の額	(連結)20,040百万円
事業の内容	スーパーマーケット事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益又は純損失

(連結)

(単位：百万円)

事業年度	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
営業収益	177,396	178,347	178,543
営業利益	4,084	3,433	3,137
経常利益	4,150	3,128	3,394
当期純利益	2,034	1,713	1,806

4. 本合併の日程

本合併に関する取締役会決議日（当社、MV中部）	2019年4月10日
本合併契約締結日（当社、MV中部）	2019年4月10日
定時株主総会における本合併契約承認決議（MV中部）	2019年5月16日（予定）
定時株主総会における本合併契約承認決議（当社）	2019年5月24日（予定）
最終売買日（MV中部）	2019年8月28日（予定）
上場廃止日（MV中部）	2019年8月29日（予定）
本合併の効力発生日	2019年9月1日（予定）

5. 合併比率

（1）本合併に係る割当ての内容

MV中部の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.59株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前にMV中部が保有する自己株式（2019年2月28日現在235,388株）については本合併による株式の割当ては行いません。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（2）算定に関する事項

当社は株式会社AGSコンサルティングを、MV中部は山田コンサルティンググループ株式会社をそれぞれ第三者算定機関として、両社はそれぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ね決定いたしました。

6. 本合併後の吸収合併存続会社の状況

名称	マックスバリュ東海株式会社
所在地	静岡県浜松市
代表者の役職・氏名	未定（協議の上決定します）
事業内容	スーパーマーケット事業
資本金	2,267百万円
決算期	2月末
純資産	未定（現時点では確定していません）
総資産	未定（現時点では確定していません）

7. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

(吸収分割)

1. 分割の方法及び対象となる事業

当社が吸収分割会社、イオンビッグを吸収承継会社とする吸収分割であります。

当社は、経営資源をスーパーマーケット事業へ集中することによる経営効率の最適化を目的とし、本合併に先立ち、ディスカウントストア事業を展開する35店舗に有する資産及び負債、並びにこれに付随する契約上の地位その他権利義務をイオン株式会社の完全子会社であるイオンビッグに承継します。

2. 吸収分割承継会社の概要

名称	イオンビッグ株式会社
所在地	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮崎 剛
事業内容	ディスカウントストア事業
資本金	10百万円
決算期	2月末

3. 吸収分割の日程

分割に関する取締役会決議日（当社、イオンビッグ）	2019年4月10日
分割契約締結日	2019年4月10日
定時株主総会における分割契約承認決議（イオンビッグ）	2019年5月17日（予定）
吸収分割の効力発生日	2019年7月1日（予定）

4. 吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割に際し、イオンビッグより当社に対して現金6,203百万円が交付される予定です。

当該対価は、2018年11月末日現在の当社の貸借対照表その他同日の計算を基礎としており、効力発生日前日までの資産の増減等により調整がなされます。

5. 分割する事業の直近の売上高

売 上 高	61,763百万円
-------	-----------

6. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ東海株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鳴 原 泰 貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒 井 博 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2019年4月10日付でマックスバリュ中部株式会社の吸収合併及びイオンビッグ株式会社への吸収分割に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計 算 書 類

事業年度 2018年3月 1日から
(第57期) 2019年2月28日まで

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

マックスバリュ東海株式会社

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(27,283)	流動負債	(19,595)
現金及び預金	5,483	買掛金	13,312
商掛	51	リース負債	37
貯蔵品	6,017	未払金	2,367
前払費用	62	未払消費税等	1,232
繰延税金資産	560	未払法人税等	1,009
未収入金	323	未払消費税等	426
関係会社預け金	3,823	預り金	508
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,209	前受収益	119
その他	498	賞与引当金	513
固定資産	252	役員業績報酬引当金	35
有形固定資産	(45,529)	店舗閉鎖損失引当金	22
建物	<36,794>	資産除去債務	8
構築物	16,159	その他	1
車両運搬具	1,507	固定負債	(3,213)
器具備品	0	リース負債	532
土地	2,800	商品券回収損失引当金	3
建物	15,435	長期預り保証金	923
無形固定資産	888	資産除去債務	1,595
ソフトウェア	1	その他	159
その他	<485>	負債合計	22,809
投資その他の資産	254	純資産の部	
投資有価証券	207	株主資本	(49,958)
関係会社出資金	23	資本剰余金	<2,267>
関係会社長期貸付金	<8,248>	資本剰余金	<3,395>
長期貸付金	50	資本準備金	3,382
破産更生債権等	596	その他資本剰余金	13
長期前払費用	332	利益剰余金	<44,364>
繰延税金資産	23	その他利益剰余金	44,364
差入保証金	0	別途積立金	41,000
前払年金費用	633	繰越利益剰余金	3,364
その他	1,991	自己株式	<△70>
貸倒引当金	4,445	新株予約権	(45)
	138	純資産合計	50,003
	37	負債・純資産合計	72,812
	△0		
資産合計	72,812		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
売 上 高			219,224
その 他 の 営 業 収 入			3,751
営 業 収 益 合 計			222,975
売 上 原 価			164,845
営 業 経 理 費			54,378
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			58,130
営 業 利 益			52,649
営 業 外 収 入			5,480
受 生 命 保 険 利 配 当 金	39		
営 業 外 収 入	15		
支 為 雑 経 常 損 利	29		84
営 業 外 収 入	140		
支 為 雑 経 常 損 利	19		
営 業 外 収 入	9		169
特 受 別 取 利 保 益 金			5,395
特 減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	132		132
減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	358		
減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	125		
減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	587		
減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	23		
減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	5		
減 災 害 会 社 出 資 損 失 引 当 金 繰 入	3		1,102
税 引 前 当 期 純 利 益			4,425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,696		
法 人 税 等 調 整 額	122		1,818
当 期 純 利 益			2,606

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,267	3,382	8	3,391	39,000	3,595	42,595
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立					2,000	△2,000	—
剰 余 金 の 配 当						△837	△837
当 期 純 利 益						2,606	2,606
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			4	4			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4	4	2,000	△230	1,769
当 期 末 残 高	2,267	3,382	13	3,395	41,000	3,364	44,364

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△76	48,178	29	48,207
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立		—		—
剰 余 金 の 配 当		△837		△837
当 期 純 利 益		2,606		2,606
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
自 己 株 式 の 処 分	6	11		11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			15	15
当 期 変 動 額 合 計	6	1,780	15	1,795
当 期 末 残 高	△70	49,958	45	50,003

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品・・・・・・・・・・「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める、売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・・・経済的耐用年数に基づく定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	（営業店舗）	20年
	（建物附属設備）	2～20年
構築物		2～20年
車両運搬具		2～4年
器具備品		2～20年

(2) 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産・・・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用・・・・・・・・・・定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員及びフレックス社員（パートタイマー）の賞与の支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金・・・・役員業績報酬の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金・・・・店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしております。

- (6) 商品券回収損失引当金・・・一定期間経過後収益に計上した未回収商品券について、将来の回収時の損失に備えるため、合理的な見積りによる将来の回収見込額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（6～15年）で均等償却しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 33,540百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 63百万円
短期金銭債務 230百万円

3. 取締役、監査役に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債務 0百万円
長期金銭債務 4百万円

3. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高
 その他の営業収入 1百万円
販売費及び一般管理費 738百万円

営業取引以外の取引高

17百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	場所	種類及び減損損失					合計
		建 物	構 築 物	器具備品	土地	その他	
店舗	グ ラ ッ テ 長 泉 店 (静 岡 県 駿 東 郡 長 泉 町)	111	7	0	—	—	118
店舗	マックスバリュエクスプレス 浜 松 早 出 店 他 (浜 松 市 中 区)	51	1	8	4	27	93
店舗	マックスバリュ湯河原店他 (神 奈 川 県 湯 河 原 市 他)	78	2	6	—	1	89
店舗	ザ・ビッグ浜松葵町店他 (浜 松 市 中 区 他)	34	0	13	—	1	50
店舗	キミサワ広小路店 (静 岡 県 三 島 市)	0	—	6	—	—	6
合計		277	10	35	4	30	358

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗及び賃貸不動産を基礎とし、また遊休資産については物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗の資産グループ、閉店の意思決定をした店舗等の資産グループ及び市況の変化に伴い市場価格の著しく下落した遊休資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額により評価しておりますが、重要性が乏しい土地については固定資産税評価額を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5.2%で割り引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	58,028株

5. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動の部)

繰延税金資産

未払事業税	85百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	153百万円
その他	107百万円
小計	345百万円
評価性引当額	△21百万円
繰延税金資産合計	323百万円
繰延税金資産の純額	323百万円

(固定の部)

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額	826百万円
関係会社出資金評価損	710百万円
金銭債権評価損	44百万円
固定資産評価損	521百万円
資産除去債務	472百万円
減損損失	886百万円
その他	47百万円
小計	3,508百万円
評価性引当額	△1,341百万円
繰延税金資産合計	2,167百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	132百万円
その他	42百万円
繰延税金負債合計	175百万円
繰延税金資産の純額	1,991百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.2%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.4%
住民税均等割	4.0%
評価性引当額の増加	4.4%
のれん償却額等	0.6%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2018年12月27日に、「静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例」(平成30年静岡県条例第54号)が公布され、2019年4月1日以後に終了する事業年度から法人事業税率が引き下げられることとなりました。これに伴い、2019年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.0%から29.9%に変更されます。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(借主側)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	731	540	12	178
合 計	731	540	12	178

2. 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年内	45百万円
1 年超	180百万円
合 計	225百万円
リース資産減損勘定の期末残高	4百万円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	54百万円
リース資産減損勘定の取崩額	1百万円
減価償却費相当額	35百万円
支払利息相当額	11百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
親 会 社	イオン株式会社	被所有直接 69.8	資金の寄託運用	資金の寄託運用 (注)	11,758	関係会社 預 け 金	10,200
				利息の受取(注)	8	未 収 入 金	1

取引条件及び取引条件の決定方法

(注) 資金の寄託運用の取引金額は、当事業年度における平均残高を記載しております。利息につきましては、TIBORを勘案し、合理的に利率を決定しております。

2. 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	イオンマックスバリュ (広州) 商業有限公司	所有直接 79.1	設備等資金貸付	資金の貸付	830	関係会社 貸 付 金	830
				利息の受取(注)	13	その他流動 資 産	4

取引条件及び取引条件の決定方法

(注) 市場金利等を参考の上、利率を決定しております。

3. 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
親会社の子会社	イオンリテール株式会社	—	商品の仕入	商品の仕入 (注1)	14,778	買 掛 金	1,745
親会社の子会社	イオントップバリュ株式会社	—	商品の仕入	商品の仕入 (注1)	14,773	買 掛 金	1,522
親会社の子会社	イオンフードサプライ 株式会社	—	商品の仕入	商品の仕入 (注1)	11,236	買 掛 金	784
親会社の子会社	イオンクレジットサービス 株式会社	—	クレジット・ 電子マネー WAON POINTサービス 業務委託	クレジット・ 電子マネー・WAON POINTサービスの利用 手数料(注2)	1,666	未 収 入 金	1,565
				電子マネーのカード 発行業務等の受取り 手数料(注2)	302	未 収 入 金	12

取引条件及び取引条件の決定方法

(注1) 商品の仕入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取扱い手数料につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,802円66銭
1 株当たり当期純利益	146円27銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(合併契約及び吸収分割契約締結について)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

マックスバリュ東海株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 嶋 原 泰 貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒 井 博 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2019年4月10日付でマックスバリュ中部株式会社の吸収合併及びイオンビッグ株式会社への吸収分割に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上